

正 会 員 各 位

（一社）全国ＬＰガス協会

蛍光ランプの製造・輸出入禁止について（お知らせ）

標記につきまして、経済産業省より周知の依頼がございましたので、お知らせいたします。

「水銀に関する水俣条約」の決定に基づき、一般照明用の蛍光ランプ（蛍光灯）は、種類に応じて２０２７年末までに製造及び輸出入が段階的に廃止されることとなりました。なお、現在既に使用・保管されている蛍光ランプにつきましては、廃止年限後も引き続き使用可能です。

つきましては、将来的な交換ランプの入手困難による業務への影響や、保安対策の維持、安定的な事業継続を確実なものとするため、貴社事務所及び充填所等の防爆エリアの照明について、防爆用ＬＥＤ照明への計画的な切り替えをご検討・実施いただきますようお願いいたします。

都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

（参考）

○一般照明用の蛍光ランプの規制について（環境省）

<https://www.env.go.jp/chemi/tmms/lamp.html>

○蛍光ランプの廃止について（経済産業省：特設ページ）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/mercury/fitokusetu.html

○蛍光灯を ＬＥＤ 照明に変更する際の注意喚起（独立行政法人製品評価技術基盤機構）

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2024fy/prs250327.html>

以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、湯口、國坂